

芸術家データベース登録要綱

[事業目的]

一般社団法人国際芸術認定機構が地域振興にかかわる演奏会及び各種芸術関連イベントを支援するため、国内外問わず、芸術文化等の特技・学識を持ち、出張出演・指導等のできる者を登録し、情報の提供及び活用などを行います。

[登録資格]

登録するには、次の条件をすべて満たしてください。

- (1) 文化芸術活動を行うものであること。(所属事務所は登録できません。)
- (2) アーティストとして継続的な表現・創作活動を行っていること。または行っていく意思があること。
- (3) 出演料等について相手・条件に応じて交渉できること。(ボランティアを含め様々な条件の問い合わせに対応できること。条件が合わなければ断ることもできます。)
- (4) 政治的思想または宗教的思想の活動のための目的でないこと。
- (5) 虚偽情報を提供するための目的でないこと。
- (6) 誹謗中傷や第三者に損害または不利益を与える目的でないこと。
- (7) 活動の内容が公の秩序または善良な風俗に反しないこと。

[登録方法]

所定の登録申請書を機構まで郵送もしくは電子メールで送付してください。

ホームページに掲載できる写真やイメージデータがあれば、添付してください。

[登録有効期間]

当該年度末まで(登録初年度は除く)

登録有効期間終了後、継続して登録を希望する方は登録期間を更新することができます。

[登録料]

初回登録料 3,000円/年(事務手数料含む)

2回目以降 2,000円/1年 もしくは 5,000円/3年

[振込先]

郵便局にある備え付けの青い用紙に下記項目をご記入の上、お支払いをお願いします。

口座名称 一般社団法人 国際芸術認定機構

口座番号 00150-7-419685

※通信欄に「アーティスト名・団体名」をお書添えください。

[登録内容の変更]

所定の変更届を提出してください。随時対応します。

[登録の取消し]

次の項目に該当するときは登録を取り消す場合があります。

- (1) 申請内容に偽りがあったとき
- (2) 不当な営利活動、宗教活動、政治活動をしたとき
- (3) 社会的信用を失墜するような行為をしたとき
- (4) 本人からの取消しの申し出があったとき
- (5) その他指導者として不適格と機構が認めたとき

[個人情報の取扱い]

芸術家データベースに登録いただいた個人情報については、ここに明記した目的以外での利用はいたしません。

[お断り・お願い]

- (1) 登録によって必ず依頼があるとは限りませんのでご了承ください。
- (2) 依頼があった場合は、アーティストの責任において依頼者との交渉を行ってください。
- (3) 活動によって生じたトラブル・事故等の責任は負いません。
- (4) 活動で知り得た個人情報・プライバシーに関する秘密は決して口外しないでください。

[補則]

この要綱に定めのないものについては、理事長が別に定めます。

[附則]

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。